



福岡県医発第2269号(保)

平成15年 3月24日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



福岡県社会保険診療報酬支払基金当座口振込通知書の送付時期の変更について

福岡県社会保険診療報酬支払基金における各月の診療報酬等の振込額を記載した「当座口振込通知書」につきましては、現在、金融機関から診療報酬の振込日にあわせて送付されていますが、諸般の事情により、平成15年4月支払分(2月診療分)から増減点連絡書等の封筒に同封の上送付(診療報酬支払日翌月の3日から5日頃)することとなった旨、福岡県社会保険診療報酬支払基金より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

また、現在、毎年2月に各医師会経由で支払調書を会員の先生方にお渡しいたしておりますが、来年以降、福岡県社会保険診療報酬支払基金より2月25日頃までに到着するよう各医療機関へ直接送付されるようになります。

なお、

- 1) この送付時期の変更により、現行に比べ2週間程度通知が遅くなりますが、診療報酬の振込み期日は、現行通り変更ありません。
- 2) 毎年2月支払分(12月診療分)の「当座口振込通知書」につきましては、確定申告の時期を考慮し、増減点連絡書等の封筒に同封することなく、上記の支払調書と併せて送付されます。
- 3) 会員医療機関へは、福岡県社会保険診療報酬支払基金より別紙文書が送付されます。



福基資発第19号
平成15年 3月14日

福岡県医師会
会長 関原敬次郎 殿

福岡県社会保険診療報酬支払基金
幹事長 高 信 啓 次



当座口振込通知書の送付時期の変更について

平素、基金業務の運営につきましては、格別のご理解ご協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、各月の診療報酬等の振込額を記載した「当座口振込通知書」につつま
しては、現行、金融機関から診療報酬の振込日にあわせ送付しておりますが、
諸般の事情により、平成15年4月支払分（2月診療分）から増減点連絡書等の
封筒に同封の上送付（診療報酬支払日翌月の3日から5日頃）することといた
します。

つきましては、この送付時期の変更により、現行に比べ2週間程度通知が遅
れることとなりますが、何卒事情ご賢察の上ご理解ご了承賜りますようよろし
くお願い申し上げます。

また、毎年2月支払分（12月診療分）の「当座口振込通知書」につつまし
ては、確定申告の時期を考慮し、増減点連絡書等の封筒に同封することなく、
「平成〇年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」（写）とあわせ2月25
日頃までに到着するよう送付いたします。

なお、県下の各保険医療機関には、別添文書をもって周知することとしてお
りますので、何卒よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



別 添

事 務 連 絡
平成15年 月 日

保険医療機関（保険薬局）各位

福岡県社会保険診療報酬支払基金

当座口振込通知書の送付時期の変更について

平素、基金業務の運営につきましては、格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各月の診療（調剤）報酬等の振込額を記載した「当座口振込通知書」につきましては、現行、金融機関から診療（調剤）報酬の振込日にあわせ送付しておりますが、諸般の事情により、平成15年4月支払分（2月診療分）から増減点連絡書等の封筒に同封の上送付（診療（調剤）報酬支払日翌月の3日から5日頃）することといたします。また、増減点連絡書等の送付がない月にあつては、「当座口振込通知書」のみを送付いたします。

なお、毎年2月支払分（12月診療分）の「当座口振込通知書」につきましては、確定申告の時期を考慮し、増減点連絡書等の封筒に同封することなく、「平成〇年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」（写）とあわせ2月25日頃までに到着するよう送付いたしますことを申し添えます。